HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	資本輸出研究序説
Author(s)	佐々木, 隆生
Citation	北海道大學　經濟學研究, 27(3), 81-102
Issue Date	1977-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31394
Type	departmental bulletin paper
File Information	27(3)_P81-102.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資本輸出研究序説

佐々木　隆生

目　　次

1. 問題の所在
2. A．スミスの資本輸出論――『諸国民の富』第一篇第九章の規定をめぐって（以上本号）
3. D．リカードウの資本輸出否定論（以下次号）
4. 古典派経済学における資本輸出論の意義と制約――『資本論』第三部第三篇における資本輸出規定把握によせて

1. 問題の所在

「多国籍企業」問題が,『帝国主義論』を理論的基準とする世界経済研究，殊に資本輸出研究に投じた一石の重さは，周知のところであろう。私のこれ迄の資本輸出研究も，直接に「多国籍企業」を対象とするものではなかったにせよ，それによって生じた資本輸出研究再検討の一作業たることを意図してきたものであった[1)]。その内の理論的側面での研究は，主として『帝国主義論』第四章「資本の輸出」の理論的意義の再把握に，更にそこから，現代を含む帝国主義段階の資本輸出の歴史的現実分析の基礎視角を得ることにあてられてきた[2)]。だが，これらをもって，今日必要とされている資本輸出の理論的分野における再検討が終りうるとは到底言い難いのである。何となれば，『帝国主義論』における資本輸出の理論的意義についての研究は，自ずと『資本論』及び資本主義一般の論理次元における資本輸出論研究への論理的遡及を伴うものであり，その充分な検討がなお残されているからに他ならない[3)]。

無論,『帝国主義論』における「資本の輸出」は，経済学的範疇としての資本輸出それ自体を論じているものではなく，あくまでも独占の主要な形態あるいは標識としての世界分割の解明の枠内に在るものである。だが，そのこ

とは決して資本輸出論自体の研究を排除したり無関係とするものではなく，むしろ『資本論』及び資本主義一般の論理次元における資本輸出論の研究を前提としてはじめて『帝国主義論』における資本輸出の理論的意義把握が可能となることを示すものであろう。何となれば，資本主義一般に対して独占が資本主義発展段階の特殊性を基底的に規定することを念頭に置けば，一般性の十全な把握なしに，特殊的なものを充分な学問的根拠を有した体系として把握することは到底なしうべくもないからである。ややもすると,『帝国主義論』における資本輸出を，一般的な経済学的範疇としての資本輸出固有の理論と区別することなく問題とする傾向，また逆に固有の理論への反省を欠いたまま『帝国主義論』の語句の引きまわしによってのみ論ずる傾向が生ずるが，それは結局『帝国主義論』の理論的位置に対する学問的反省のないところから生成するものであり，その克服は一面では固有の理論に対する体系的視角からの検討を俟ってなされうるものとなろう。小論は，如上の理由から資本輸出の固有の理論的諸問題をあらためて検討する意図に基づくものであるが，当面その対象を古典派経済学，即ちA.スミスとD.リカードゥの資本輸出論の検討に置き,『資本論』における資本輸出についての規定を把握してゆく上での序説的作業を試みようとするものである。

さて，もとより経済学的範疇としての資本輸出は，ブルジョア社会の内的編成に属するものではなく，それ故に，一方では『資本論』に散見される資本輸出についての言及，とりわけ第三部第三篇「利潤率の傾向的低落の法則」第十五章「法則の内的諸矛盾の開展」第三節「人口過剰のもとでの資本過剰」におけるかの規定の把握を基礎に理論的内容の指示を得るとともに[4)]，更に一方においてブルジョア社会の内的編成の論理から「国家」へと理論を体系的に上向せしめることを前提にして，いわゆる「経済学批判のプラン」の「後半体系」において問題とされるべきであろう。

ところで，このような課題に接近するに際して先ずもって問題となるのは，資本輸出を内外利潤率差をもって説き，その上で「就業労働者人口」及び「その与えられた国一般」に対する絶対的資本過剰を言うところの，かの規

定の把握について，私見を明らかにすることであろう。この点，私は既に『帝国主義論』の資本輸出について論じた旧稿において，課題の制約上不充分であったが，一応明らかにしてきた[5]。だがそれは，『資本論』に内在して充分展開したものでもなく，また資本輸出論の体系的展開を念頭においたものでもなかった。そこであらためてかの規定の把握を基礎に『資本論』にたちかえることになるわけであるが，その際第一に明らかにすべきは，かの規定それ自体の理論的意味であろう。だが，このこと自体，極めて困難な一課題である。けだし，何よりもかの規定が与えられている「法則の内的諸矛盾の開展」はマルクスの未定稿に基づいており，かの規定が置かれている位置も含めて，必ずしも論理が明確となっているとは言い難く，更にそれに加えてかの規定自体，「人口過剰のもとでの資本過剰」の主題の下で「資本制的生産過程の攪乱と停滞，恐慌，資本の破壊」として顕現する資本の過剰生産，そしてそれに伴う相対的過剰人口についての規定と並んで極めて抽象的に与えられているにすぎないからである[6]。小論が古典派経済学の資本輸出論の検討にあてられるのは，それがこのような困難を解決する上で有効であり，かつまたその充分な考察が困難解決の前提として不可欠でもあると考えるからである。

さて，そもそも利潤率の傾向的低落の法則は，この法則の解明が古典派の中心問題をなしていたが故に，A. スミスと D. リカードゥの対立を止揚する過程をもってはじめてマルクスが明らかにしえたものであった。「法則の内的諸矛盾の開展」は，古典派の止揚の完成を示すものであるが，それ故に，或いはまたおそらくは未定稿であるという理由もあって，そこではスミス及びリカードゥに対する諸概念の措定とが分かち難く展開されているのである。このことと関連して，これ迄余り注目されることのなかったことであるが，そもそも利潤率低落法則の論理に密着して資本輸出を問題とすること自体が古典派の一般的方法であったこと，これに特に注意を払うべきであろう。周知の如く，利潤率低落法則を経済学上の中心問題たらしめたのは，他ならぬスミスであるが，この法則に密着した資本輸出の把握もまたスミスを嚆矢と

するのである。そしてこののちリカードゥは，基本的には古典派完成の途上においてスミスを批判しつつ，やはり自己の利潤率低落法則把握とのかかわりで資本輸出を問題としているのである。如何にかれらが論じているか，については行論において示すことにしよう。J.S. ミルが『経済学原理』第四篇第四章「最低限へ赴こうとする利潤の傾向について」の内で資本輸出に固有の位置を与えているのは周知のことであろうが，それはいわば古典派解体期におけるスミスとリカードゥの資本輸出把握をめぐる対立のブルジョア的表現での止揚であったとも言えるのである。[7] さて，「法則の内的諸矛盾の開展」更にはまた「反対に作用する諸原因」の内にマルクスが資本輸出についての一定の規定を置いたことは，如上の学説史的過程を念頭に置くとき，かかる学説史的過程と無縁なものでなく，むしろ必然的に密着しているもの，と考えられてしかるべきであろう。経済学批判としてのマルクスの法則把握と諸範疇措定の一般的背景，更に「法則の内的諸矛盾の開展」における古典派批判の有する重さを考えるとき，そのように考えることは極めて高い蓋然性を有している，と言えるのではないであろうか。マルクスのかの規定は，おそらくは利潤率傾向的低落法則自体の把握がそうであったのと同じように，スミスとリカードゥの対立の止揚と分かち難いものであったと言えよう。小論が古典派を対象とするのは，如上の事情がこれ迄看過されていたことと関連して，これをもってかの規定把握上の困難の解決を試みようとすることにある。

小論の意図するところは，「多国籍企業」や「援助」を問題とするには二重三重に迂遠とも言えようが，俗流的恣意的見地に陥入ることをあらためていましめ，科学的範疇と概念をもって現実に接するための捨石も必要かと思うものである。

1) 拙稿「『自由主義』段階におけるイギリス資本輸出」，東北大学『研究年報・経済学』第34巻第3・4号，1973年，所収。「帝国主義段階におけるイギリス資本輸出の特質——帝国主義段階におけるイギリス資本輸出研究Ⅰ.」同第38巻第2号，1976年，所収。「現代資本輸出研究の再検討——独占と資本過剰」，『世界経済評論』1974年9月号，所収。「資本輸出の典型性について——『帝国主義論』第四章『資本の輸出』によせて」（吉信粛，佐々木隆生，佐藤定幸，「シンポジウム，現代資本輸出研究の諸論点(1)」）同1975年4月号，所収。

2）拙稿，前掲「資本輸出の典型性について――『帝国主義論』第四章『資本の輸出』によせて」，『世界経済評論』1975年4月号，52―58頁を参照されたい。

3）資本主義一般と言うとき，それは「ブルジョア社会の内的編成」の具体的範疇としての「国家，外国貿易，世界市場」のうちに獲得される資本主義の一般的理論を指すものである。言うまでもなく，かかる一般性は，資本主義の史的段階においては産業資本主義段階あるいは「自由主義」段階において支配的なものとなる。方法上の問題についてはなお別の機会に私見を述べることにしたいが，このような方法的視角は，原田三郎教授の示唆に負うものである。原田三郎「世界経済論の方法における根本問題―― 松井教授の批判に答える」，東北大学『研究年報・経済学』第18巻第4号，29―63頁を参照されたい。

4）周知の次の一文の指示するところを意味する。「資本が外国に送られるとすれば，そうしたことが起るのは，それが国内では絶対的に就業させられないからではなく，外国ではより高い利潤率で就業させられうるからである。だが，この資本は，就業労働者人口にとっては，また与えられた国一般にとっては，絶対的に過剰な資本である。」（マルクス『資本論』第三部，長谷部訳青木書店版―以下邦訳はこれによる，371頁。）

5）拙稿，前掲論文，53―57頁，参照。

6）かの規定は，資本の過剰生産なるものが「資本として機能しうる生産手段」の過剰生産であること，を説いた一段直後に置かれ，資本の過剰生産が商品の過剰生産にも現われるとの一段の直前に置かれているものである。（『資本論』第三部，370―372頁。）

7）J. S. ミル，末永茂喜訳『経済学原理』，岩波文庫版第四分冊，63―90頁。特にその第八節（88―90頁）を注目されたい。『資本論』第三部第三篇の理解にあたっては貴重な反省の一材料をなすであろう。なお，J. S. ミルの資本輸出論を含む利潤率低落法則，更にスミス，リカードウの利潤率低落法則の学説史的検討は富塚良三『蓄積論研究』（未来社，1965年）の明らかにしたところである。小論は富塚教授のこの労作に示唆を受け，また多くを負っている。だが，教授にあっては資本輸出の問題はミルにおける検討にとどまっており，『資本論』における蓄積論においてもかの規定に触れられていない。けだし教授の研究がすぐれて恐慌論を展望するものであったことによるものであろう。恐慌と資本輸出の関連を更に積極的に問題とすることは資本輸出論における一課題であるが，小論はまたその点についての一準備をなすものである。

2．A．スミスの資本輸出論
――『諸国民の富』第一篇第九章の規定をめぐって

(1)

資本輸出についての古典派的見解の形成は外国貿易論に比してかなり遅れ

てなされた，というのが一般的見解であろうか。通例，資本輸出の古典派的見解とされているものは，国際収支の自動調節論の枠内に位置せしめられる国際資本移動論とされ，その原型は J. S. ミル，或いは D. リカードゥに求められている[8]。だが「経済学批判」の見地からするならば，既に述べたことに関連して，資本輸出の古典派的見解の形成は，如上の一般的見解の看過したところに在る，と言わねばならない。けだし，古典派経済学の止揚と解体の両極にあって，マルクスと J.S. ミルは，資本輸出についての原理的論及を各々の利潤率低落法則把握の内に行ったのである。マルクスは『資本論』第三部第三篇「利潤率の傾向的低落の法則」ではじめて断片的ながらも資本輸出についての理論的規定を与え，J. S. ミルは『経済学原理』第四篇第四章「最低限へ赴こうとする利潤の傾向について」ではじめて資本輸出に固有の位置を与えた論述を行っているのである[9]。そして，かくの如く資本蓄積の発展，それによって生ずる利潤率低落の認識の枠内に資本輸出に言及する見地は，既に『諸国民の富』の内に展開されているのである。言うまでもなく，スミスはナポレオン戦争後にはじめて歴史を形成するイギリス資本輸出を対象としうべくもなかったのであるが，当時唯一ともいえる資本輸出国オランダの対外貸付に着目し，『諸国民の富』第一篇第九章「資財の利潤について」における利潤率低落法則把握の枠内で，次の如く資本輸出についてはじめて論述しているのである。

「かれらが（オランダ人が—引用者）フランスやイングランドの公債の形で所有している大財産は後者だけでも四千万＜ポンド＞だといわれており（もっとも，これにはかなりの誇張がありはしないかとわたしは思うが），またかれらが自国よりも利子率の高い国々の私人に貸付けている金額が巨大だということは，疑いもなくかれらの資財が過剰（the redundancy of their stock）だということ，言いかえれば，それを自国の適当な事業で使用してかなりの利潤をあげうる限度を越えて（beyond what can employ with tolerable profit in the proper business of their country），かれらの資財が増加しているということを立証する諸事情ではあっても，その事業が減衰していることを立証するものではない。」[10]

この一文は，周知の如く，資財の増加の結果たる競争に利潤率低落の原因をおき，利潤率を利子率から推定しつつ，富の増加と利子率の対照的低下の歴史的現実をもって法則の証明を行うところに位置しているものであるが，単に法則証明のための事実の指摘をなしているものではない。即ち，スミスはここで，利子率の低いオランダが利子率の高い国々へ資本を貸付けていることについて，資本輸出の原因を資本の「過剰」(redundancy) に，或いは資本が「かなりの利潤」(tolerable profit) を獲得しうる以上に蓄積されたことに求めて説き，もってオランダが繁栄していることの証明としているのである。換言すれば，資本輸出の原因についての一般的な理論的規定を与えることによって法則の証明を行っているのである。明らかにスミスは資本輸出を資本蓄積の発展，したがって利潤率低落法則の展開の認識の枠内に把握しているといえよう。十九世紀中葉におけるイギリス資本輸出の発展を反映して利潤率低落傾向の認識の枠内で資本輸出を説いた J. S. ミルに，スミスが先駆的位置にあることは明らかである。いわゆる国際収支の自動調節論の枠内におかれる国際資本移動論的見地と異なる資本輸出についての古典派的見解の特徴と形成の過程をここにみることができよう。

さて以上で，既に「問題の所在」でも触れたところではあるが，対象の限定を一先ず終え，あらためてスミスの資本輸出論自体即ち資本輸出の原因を資本の「過剰」に，或いは同じことであるが「かなりの利潤」を獲得しうる以上の資本蓄積に求めるスミスの規定の意味をさぐることにしたい。ところで，この資本の「過剰」なり「かなりの利潤」は，それ自体の規定の意味を明らかにされては説かれてはいない。我々の考察は，当然のことながら，そのための準備的考察を媒介とする。その第一は，スミスが把握した利潤率低落法則自体の理論的特徴を捉え，もって如何なる資本蓄積の認識の枠内に資本論出を位置せしめたか，を明らかにすることであり，その第二は，利潤率低落法則の作用と資本輸出の論理との関係をさぐることにある。けだし，資本の「過剰」なり「かなりの利潤」はすぐれて一国の蓄積の限界点として問題にされているからに他ならない。このような準備的考察から，資本の「過

剰」なり「かなりの利潤」の意味を明らかにし，更に，そうして明らかとされる資本輸出論を第一篇第九章の枠の外において，即ち『諸国民の富』の全体に展開する資本蓄積論の内に位置づけることが可能となろう。

8) 例えば C. Iversen, Aspects of The Theory of International Capital Movements., 1967 (lst edition 1935), pp. 197—217. における見解を見よ。なお，このような見地にあっては短期資本移動が当然のことながら長期資本移動と本質的区別を受けることなく論じられる。確かに資本が一般的に世界的に流通可能なものであるという抽象性においてそれらは区別されはしないが，短期資本の移動は本来的に銀行信用の対外供与であり，投資としての資本輸出とは本質的に異なる経済学的範疇においてとりあげられるべきであろう。詳しくは別の機会に問題としたいが，この点国際収支概念にあって基礎的収支概念が現実への考慮から形成されてきたことは，両者に本質的区別をみないことの現実的破産の結果ともいえよう。

9) 注8)で触れたことになお補足する必要がある。マルクスと J. S. ミルがここで問題とするのは他ならぬ資本輸出であろう。小論が対象とする資本輸出とは，そのような限定を前提としている。このような見地に立つ限り，リカードウの『経済学原理』における金流出入の論述に資本輸出論をみるのは無理と言わねばなるまい。

なお，一言これと関連した現代資本輸出研究の問題点に触れておこう。「多国籍企業」論にあって産業組織論的接近が必要とする見地は，他ならぬ直接投資論が蓄積論と別個に形成されてきた系譜へのブルジョア的反省であろうが，マルクス経済学にあっては本来的に，『資本論』から『帝国主義論』への発展の中に，かかる系譜と産業組織論的接近とを止揚するものを有していた筈である。即ち，資本過剰はすぐれて競争と資本蓄積にかかわる概念であり，それこそ資本論出論の基底的規定に他ならないからである。競争と資本過剰とを概念的に切り離して独占的競争から「多国籍企業」を解明せんとするのは，いかにも俗流的見地に引き寄せられたものと言うべきではあるまいか。独占的競争が如何に資本過剰と理論的にかかわるかという点については，如上の見地への批判も含めて，拙稿，前掲論文において行ったところである。参照されたい。

10) A. スミス，大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』，岩波書店版 I，1969年，198—199頁。原文はキャナン版による。

(2)

社会の富の増加，したがって資財の増加は，資本相互の競争を増大せしめ，

自然に利潤率を引き下げる傾向を有する。これがスミスの利潤率低落法則である。この法則把握にあって最も特徴的なことは，周知の如く利潤率低落を競争の作用から把握し，更に競争を資本の量によって規定されるとしている点にある。

さて，スミスは如上の法則把握において資本蓄積を如何に認識していたのであろうか。その答えは，何よりも法則が競争の作用において説かれている論理それ自体の内に見出されねばならない。それに対する第一の解答は，J. S. ミルが与えた古典的な理解に求められよう[11]。即ち，資本の競争が利潤を下落させる様式は，物価を下落させることによるものである，と。このような理解の上に立てば，直ちにスミスの利潤率低落法則は，資財の増加が生産力の発展とともに商品を多産的たらしめていく社会の発展の内に位置づけられることとなろう。確かに，このように捉えれば，一応の解釈は成立しえよう。だがしかし，このような解釈をもってしてもスミスの論理は十分理解されうるものとはなるまい。確かに，スミスは一方では，利潤が有効需要を越える商品の量による市場価格の下落から影響を受けるとし[12]，また独占等が特殊的に長期にわたって市場価格を自然価格より吊り上げて利潤を高からしめる[13]，としているのであるが，そこにみる利潤は市場価格との関係で説かれているに過ぎず，自然価格との関係で長期的に説かれてはいないのである。更に他方においてスミスは，自然価格の長期的下落を資財の増加に伴う生産諸力の増大から結果する投下労働量の減少にみており[14]，加えて，利潤率の増減をむしろ価格の要因とすら認識しているのである[15]。もって競争の作用において利潤率の低落が把握されたことそれ自体の解明は，J. S. ミルの理解ではなしえないとすべきである。スミスの価格論の理論的検討の側面から引出しうる結論は，周知の如く，スミスが利潤範疇を資本家的生産関係を対象とする際の投下労働価値説の不徹底の上に，即ち支配労働価値説，更に構成価格論の上に成立せしめたということ，それ故に利潤，労賃，地代の内的関連を断ってその自然率決定の事情を求めているということ，に限定されねばなるまい[16]。そこからは法則把握の前提が明らかであるが，なお法則が競争の作用をもっ

て説かれた論理それ自体の解明は残されているといえよう。

ところで，J. S. ミルにみたスミス理解にあって，更に問題なことは，何よりも価格論を媒介として法則把握を理解せんとする限り，法則把握にあたってスミスが展開した一つの論理，即ち利潤率を利子率から推定して法則の証明を行っている論理を看過してしまう結果になることであろう。というのは，当該章にあって利潤率の推定を利子率をもって行う論理が在るのは，単にスミスが利潤率と利子率とを無造作に混同しているという理由によるのみならず，何よりもスミスが利潤率低落を，特殊の場合を除いて，高利貸資本及び商人資本，即ち前期的諸資本のそれを表象に論じている，と考えられるからに他ならない。周知の如く，第一篇第九章の利潤率低落の歴史はヘンリー八世治下の十六世紀に始まる高利制限と利子率の低下をもって論じられ[17]，そして更に蓄積の終熄における利潤率の低下の評価にあっては利子寄食者の困難が問題とされているのである[18]。そしてまた，それに関連してスミスは基本的には利潤率低落を「満足の念」をもってみているのである[19]。けだし，スミスの利潤率低落法則とは，いわゆる本源的蓄積の一時代における前期的諸資本の利潤率低落の合理的評価，或いは利潤率における「前期性払拭」[20]の合理的評価を，Sir D. ノース，D. ヒューム等の利子率低落論を継承して行っているもの，とすべきであろう。とするならば，当該章で説かれる法則も，現実には利子率の運動にひきよせられてなされたもの，と考えられうるであろうし，そこから法則の論理は明快なものとなると考えられる。即ち，如上の評価をとりうるとすれば，自然率を有することなく，一面では貸付可能貨幣資本の量によって規定される競争の故に平均率が決定される利子率の運動は，法則を競争の作用において説くスミスの論理を能く説明しうるに他ならないのである。無論，スミスが貸付資本の運動としてのみ利潤率低落をみているものでなく，既にスミスの先行者であるヒュームですら商業利潤下落を利子下落にかかわらしめていることを継承して[21]，スミスもまた商業利潤の外面的性格に引きつけられていたこと[22]，更にまた価格論上の理論的規定の前提の上に法則を把握していることは明らかではあるが，スミスの理論を現実と

の接点において理解し，更にその理論的意味自体を問いつめるならば，スミスの法則は利潤率低落法則というよりは利子率低落法則として把握されてしかるべきであろう。より厳密に言うならば，社会の富の発展，資財の一般的増加の中での前期的諸資本の利潤率低落を，貸付資本なり外面的に把握された商業資本の利潤率低落の論理において捉えたものであると考えられよう。[23] 資財の増加の意味はそれ故二重であったと言わねばなるまい。

さて，以上の如く法則の論理を捉えうるとすれば，法則が資本蓄積の内に如何に位置せしめられたかが直ちに明らかであろう。社会の富の増加，資本の増加は，すぐれて前期的諸資本の利潤を低落せしめるものであり，もって産業資本の新たな生産関係の展開に基づく蓄積を促進せしむるものに他ならない。利潤率の低落はそこから捉えられることによって資本蓄積と生産諸力の増進に調和する一条理となるのである。

以上でスミスの資本輸出論がその内におかれるところの資本蓄積の認識の枠組は明らかである。ところで，それとともに，次のことが直ちに理解されるべきであろう。即ちスミスの資本輸出論の論理がすぐれて貸付資本形態における資本輸出の論理として把握されるべきこと，これである。けだし，スミスの資本輸出論は利潤率低落法則の証明として説かれたものであったからであり，そしてまた現実においてスミスが捉えていたものも他ならぬオランダの外国公債投資等の対外貸付であったからである。『諸国民の富』の全体にわたってもスミスは基本的には外国公債への投資及び商業資本形態での資本輸出をみて資本輸出を説いているといえよう。[24] なおこの際，商業資本の論理は法則にみる如くスミスの外面的把握によって貸付資本の論理において基本的には捉えられるものであったといえよう。

以下このことをふまえて利潤率低落法則の作用と資本輸出の論理との関連をさぐることにしたい。なお事実上利潤が利子と捉えられているとしても以下の検討ではスミスが利潤と表現するかぎり，それに即して筆者も表現することを断っておく。

11）J. S. ミル，前掲書，岩波文庫版第四分冊，63—64頁。

12) A. スミス，前掲書，邦訳Ⅰ，145—150頁，参照。
13) 同上，150—152頁，参照。
14) 同上，190頁。
15) 同上，第一篇第七章，第九章，第十一章の「結論」における利潤と価格の関係についての認識には構成価格論の基礎上でのかかる把握の一般性が認められよう。
16) この点の指摘は富塚良三，前掲書，124—125頁が既に明られにしているところである。
17) A. スミス，前掲書，193—194頁。
18) 同上，206頁。
19) この点は，周知の如くマルクスの指摘したところである。『剰余価値学説史Ⅱ』『全集』26巻，邦訳，732頁，参照。
20) 富塚良三，前掲書，130頁。
21) D. ヒュームの見解については，田中敏弘訳『経済論集』，東京大学出版会，1967年，68—85頁を参照されたい。ヒュームがノースに比して一歩踏み出していることは，利子の下落を，「借入需要」，「借入需要を満たす富」，「商業から生ずる利潤」の三点からみていることにあろう。
22) 『資本論』第三部，邦訳，445—446頁参照。なお，商業利潤の外面的性格が如何に法則把握に関係するかは，単に商業資本が自立するところから来るという一般性のみならず，与えられる産業資本に対する商業資本の比率が商業利潤にとって問題となることを考慮すれば明らかである。なおこの外面性はスミスにあって商業利潤が本源的に産業利潤を規定する段階をもみているが故に，強調されざるをえなかったとされよう。
23) スミスの利潤率低落法則についてのこのような解釈は，既に藤塚知義『アダム・スミス革命』，東京大学出版会，1952年，183—186頁，の先駆的に示したところであり，富塚良三，前掲書，124—130頁，があらためて指摘したところである。私見は全くこれらの労作に負うものである。なお羽鳥卓也『古典派資本蓄積論の研究』未来社，1963年，41—53頁の解釈には同意しかねる。羽鳥教授の解釈の基礎をなす新植民地における利潤は，マルクスによっても例外的と解釈されているところであって（『剰余価値学説史Ⅱ』，『全集』26巻，邦訳，297—298頁），余りにスミスをリカードウへ引きつけるものと言わねばなるまい。
24) S. Hollander, The Economics of Adam Smith., 1973, pp. 300—302, 小林昇監修，邦訳，427—428頁，はスミスが直接投資をみていたとするが，そこでホランダーは植民に伴う農業部面への投資，手形決済の長期化，更には第一篇第九章前記引用の一文にみる対外貸付を直接投資とみなしている。このような解釈はいかにも無理であろう。スミスが一般的に資本の国際的可動性を認めたという点をみていることは評価するが，殊直接投資については同意し難い。むしろ彼の指摘す

る例をみる限り，手形決済長期化や植民など本質的に資本輸出範疇に入りえないものを除けば，貸付資本及び商業資本の輸出についての言及が一般的であることが，理解されねばなるまい。

(3)

スミスは，利潤率低落法則を資本輸出の論理と如何に内的に関連せしめて捉えているのであろうか。先ず，このことに関係して，またこの問への直接の解答に先立って明らかにしておくべきは，スミスが利潤率低落法則の作用と関連せしめて「かなりの利潤」取得可能の限界を越える資本蓄積に資本輸出の原因を求めているとしても，それを閉鎖的な一国の内的蓄積を対象とする論理次元において問題としているわけではない，ということである。それは，そもそも資本輸出が第一篇第九章で言及されるに至った事情に求められよう。前記引用の一文において明らかであるが，スミスは資本輸出をもって，オランダとイングランドの蓄積の相異なる段階に照応した利子率の相違を問題にしているのであり，資本輸出の原因の論理は，利子率の低い国であるオランダから利子率の高い国々へ資本が輸出されていることの事実に対して与えられているのである。それ故「かなりの利潤」は資本輸出国においては取得不可能となるとしても，資本輸入国においては取得可能である，ということが明らかと言わねばなるまい。

では，何故にこのような利潤率の国際的な相違が問題とされるのであろうか。言うまでもなく，それはスミスが国際的利潤率の相違に資本輸出の契機をみているからであろう。前記引用の一文はそうした論理を必ずしも明示しているとは言い難いが，第四篇第七章「植民地について」の後部でスミスはそれを明示的に論じている。重商主義体系わけても植民地貿易における排他的会社の独占が商業資財の自然的配分を攪乱することを明らかにすべく，資財の自然的配分の論理をスミスは次の如く述べている。一国の商業資財は，自然的に有利な用途を捜し求めるが，内外利潤率差が無いか，または僅少の場合は，リスクを避けて，また代金回収が多く最大量の国内の生産的労働を扶養しうるが故に，近くの用途に投ぜられる。だが遠方の用途が近くの用途

より資財不足であったり，社会の資財の配分に適正を欠く結果，遠方の用途の利潤が上昇して近くの用途を選択する理由を相殺するより高くなれば，資財は遠方の用途へ向う。かくして，個人の私的利害関係は自然に社会にとって有利な資財の配分を実現せしめる，と[25]。

さて，注意すべきは，如上の論述でスミスが資財の配分を問題とする際に，用途の遠近を商取引先の遠近に制限しているわけではなく，外国への貸付，外国公債への投資更にまた商業資本の輸出をも用途の内に考えていることである。それは，如上の論述に続いて，重商主義体系が資財の自然的配分を攪乱すること，殊に排他的会社の独占は不条理であり，富国の場合は資財の流入部面を制限すること[26]，を論じた後の論述に示されている。そこでスミスは言う。

「オランダの商業資本はひじょうに大きいので，あるときは諸外国の公債へ，あるときは諸外国の個人商人や冒険家に対する貸付金へ，あるときは消費物のもっとも迂回的な外国貿易へ，さらにあるときは仲継貿易へ，いわば不断にあふれだしているほどである。近くの用途はすべて完全に満たされているうえ，かなりの利潤（any tolerable profit）をともなって投下しうるほどの資本は全部これらの用途に投下されつくしているので，オランダの資本は必然的にもっとも遠方の諸用途のほうへ流れて行くことになる。東インド貿易は，もしそれが完全に自由なら，おそらくこういう過剰資本の大部分（the greater part of this redundant capital）を吸収するであろう[27]。」

商業資本がなす外国公債投資や東インド会社と競争する会社の設立などが商業資財にとっての用途に含まれていることが明示的であり，それ故資本輸出が国際的な利潤率の相違を契機とする資本の国際的移動とされること，更にまたそのようなものとしての資本輸出は社会の自然的な資財の配分の実現とかかわること，これらが明らかであろう。そして更にまた，第一篇第九章の資本輸出論において，内外利潤率差を資本輸出の契機とする論理が前提されていることも明らかとなろう。けだし，ここで引用したスミスの論述が第

一篇第九章の論述と論理を等しくするものであることは，一見して受容されるところであろう。

さて，以上をもってスミスが資本輸出の契機を内外利潤率差，或いは利潤率の国際的相違に求めたことは明らかであるが，それとともに直ちに次のことが把握されよう。即ち，社会の富の増加，したがって資財の増加の国際的な相違こそこの利潤率の国際的相違を規定するものであるということ，これである。第四篇第七章で遠方の利潤率が高いが故に資財が遠方の用途に向う，とスミスは論ずるのであるが，それは正に資財の量の国際的相違に求められていたのである。第一篇第九章にみる「かなりの利潤」を問題とする資本輸出論は，それ故次のような論理を有するものであろう。即ち，資財の増加の結果たる競争の増大の故に生ずる利潤率の低落は，資財の豊富な国における「かなりの利潤」の取得を困難ならしめるが，資財が不足して「かなりの利潤」の取得可能な国が存在するならば「かなりの利潤」を求める資本は国際的に移動する，と。

利潤率低落法則の作用と資本輸出の論理との関連は，それ故，利潤率低落法則が資本輸出の規定的前提，しかも直接的に規定的な前提とされる点にみることができよう。スミスにあっては，資本輸出は資本蓄積の所産として把握されているのである。

なお，このようなスミスの論理は，貸付資本形態における資本輸出論としてのスミスの資本輸出論の性格と整合的に理解されうるものであろう。けだし，資本の量から結果する競争の程度が直接に規定しうるのは利潤率というよりは利子率の国際的相違に他ならず，資本がその無限定的世界性において国際的な均等化を近似的に実現せしめうるのも利子率に他ならないからである。なお商業資本の輸出も如上の論理をもって外面的には把握されるものとなろう。商業が産業に従属せられぬ歴史的一時期にあってはなおそうである。

25）A．スミス，前掲書，邦訳Ⅱ，927—929頁。
26）同上，929—932頁。
27）同上，932頁。

(4)

内外利潤率差に資本輸出の契機をみたにしても，無論スミスはその論理を無限定に資本輸出の原因としているわけではない。それは，資本の「過剰」なり,「かなりの利潤」獲得可能性を越える蓄積，という一国の資本蓄積の或る限界についての規定に至ってはじめて具体的かつ十全なものとなりうるのである。

ところで，資本の「過剰」と「かなりの利潤」獲得可能性を越える資本蓄積，この二つの表現の意味するところは，第一篇第九章の前記引用の一文からも，明らかに等しいものと理解されよう。即ち,「かなりの利潤」を取得しうる限界点は，一国の資本投下部面における資本充用の飽和点であり，それ故その限界を越えて蓄積された資本はその国にとっては「過剰」な資本になる，と言えるのである。とすれば，この二つの表現の意味するところは,「かなりの利潤」を如何に理解するかにかかって明らかにされうるものとなろう。

何よりも先ず,「かなりの利潤」が資本蓄積の発展した国において問題となる利潤率であることは明らかである。とはいえ，それは資本の終熄とも言うべき資本蓄積の段階における利潤率，即ち「最低通常利潤率」(the lowest ordinary rate of profits)[28] のようなものとして規定されていないこと，これも明らかであろう。けだし，現実認識の上でもスミスは，オランダを蓄積の終熄に接近していると把握してはいるが，未だその段階に至っていないことを明示しており[29]，更に理論的に考えれば，スミスが一方で資本輸出の契機を内外利潤率差に求めている限り，内外利潤率差が存在してもなお「最低通常利潤率」しか獲得しえない段階まで国内に資本が引き続き投下される，という論理をスミスに求めることは無理と言わねばなるまい。「かなりの利潤」は，それ故に一方では蓄積の発展の結果において捉えうる利潤率であるとともに，他方内外利潤率差にかかわるものである，と理解すべきであろう。とするならば,「かなりの利潤」の意味は，そもそも資本輸出を生ぜしめる内外利潤率差が如何なるものとして措定されていたか，このことの検討のうちに明らかにされうるものと言いうるであろう。あらためてそこにたちかえることにし

たい。

さて，既にみたところの第四篇第七章の論理にあっては，資本が遠方の用途へ向う契機となる内外利潤率は，一定の差異を越えたところに求められていた。即ち，スミスは次の如く論じていたといってよかろう。資本蓄積が発展した国の利潤率とそうでない国との間の利潤率に差が存在したとしても，リスクも含めて資本を国内で充用する有利さを相殺する以上にそれが拡大しない限界内では，資本は遠方の用途には投ぜられないであろうし，またそのような状態における資財の配分は適正になされているとしうるものである，と。[30] 換言するに，資本輸出が行われない程度の利潤率の国際的相違の存在下では，資本蓄積が最も低くその歴史的時点で国際的に最高限の利潤率を享受しうる国と最も蓄積が高い段階にあるとはいえ高利潤の国々との利潤率差が如上の限界内にある最低利潤率の国とを両極に，階梯的に相違する利潤率を享受する国々がある，と考えられよう。資本輸出が行われるのは，如上の限界を越えてその歴史的時点で最低利潤率の国の利潤率が更に低下するか，他の事情によって如上の限界が突破される利潤率の国際的相違が生じた場合である。無論，利潤率差の拡大如何によっては資本の輸出入国のそれぞれが複数となることもありえようし，リスクが高すぎるが故に最高利潤率の国への資本輸出が起らずに，絶対的にはそれより低くとも相対的にはより高い利潤率を享受しうる国々への資本輸出が生ずることもありえよう。とすれば，「かなりの利潤」とは資本輸出が生じない段階での国際的な利潤率の相違の限界内で，最も蓄積が発展した国が享受している国際的に最低の利潤率と捉えうるであろう。スミスは，ポジティブに明示してはいないし，あくまでも筆者の読み込みに基づくが，スミスの論理は究極的にこのようにしか解釈されえないものではあるまいか。[31]

以上の如く「かなりの利潤」の意味を解釈しうるならば，前述二つの表現の意味するところもまた明らかであろう。資本輸出に至らざる内外利潤率差の限界を越えてなお利潤率が低下するのは，資本が世界市場裡において流通可能なものであるかぎり，[32] その国における追加的資本投下の限界点，即ち国

内充用の飽和点を資本蓄積が越えることを意味するであろう。資本が「過剰」であることはかくして明らかとなろう。[33)]

なお，スミスの言う資本の「過剰」については次のことに注意を払っておくべきである。それは，資本が「過剰」となるのは資本蓄積の結果として当該国で競争が「かなりの利潤」を実現しうる程度に過度となるからであるが，過度の競争は資本が過度の競争を生ぜしめるほど過剰に増加した結果として把握されていること，これである。資本が過剰になるが故に「過剰」になる，これがスミスの言う論理であろう。けだし，このような論理は，スミスが一大量の遊休資本の存在から結果する利子率の低下から資本輸出を説くことの素朴な記述であると理解されよう。

以上で，貸付資本輸出の論理を説くスミスの資本輸出論の検討を終えるが，最後に誤解のないよう断っておく点がある。それは，貸付資本輸出論としてスミスが資本輸出論を説いていたことが，スミスにあって意識的なものではないという点である。既に指摘したこの事情にあらためて触れるのは，如上のスミスの論理の内に，スミスがその枠を越えて論じている点があるからである。それは「かなりの利潤」を検討する際にみたところの内外利潤率差の限界にかかわる。というのは，内外利潤率差が存在したとしてもなお国内に資本が投下される際の，国内充用の有利さにスミスは代金回収の度数なり生産的労働の扶養量なりをみているからに他ならない。[34)] 換言すれば，それは商業資本の利潤量にかかわるものであり，それ故にこそ第四篇第七章の資本輸出は，商業資本家の外債投資なり商業資本形態での資本輸出に言及していたと考えられるからである。そもそも利子のみを考慮するのであれば，限界は利潤量にではなくリスクに重点がおかれるべきであろうが，スミスはリスクを利潤量に従属的にとりあつかっているのである。ここから，次の点が指摘されよう。即ち，スミスがかの内外利潤率差の限界を媒介に資本輸出を説くとき，利潤量の増大が利潤率の低落を一定程度補償するものとみる論理があったこと，これである。少なくとも商業資本輸出の場合にそれは認められよう。だがそれは一般化されて産業資本の輸出に及ぶものではない。というの

は，スミスにあってそもそも産業資本の輸出は対象になり難いからである。以下，その点に触れることにしたい。

28）A．スミス，前掲書，邦訳Ⅰ，203—206頁参照。

29）同上，206頁でスミスはオランダが富の全量を余すところなく獲得しつつある国であるとしているが，他方204頁では未だそのような程度の富裕に達した国が無いことを明言している。

30）同上，邦訳Ⅱ，927—929頁。同様の論述は，邦訳Ⅰ，677—679頁にも見られる。

31）資本蓄積の国際的に相異なる段階のみを問題としたが，それは経済的合理性を前提とするからである。例えば利潤率の相違は，課税などによっても規定されうるのであって，第五篇第二章（邦訳Ⅱ，1219—1220頁）ではそのような場合が示されている。

32）注31）で触れた第五篇第二章の同じ個所で，スミスは資本所有者が世界市民であることを明言し，もって利潤への課税が資本の流出を招くことを論じている。

33）スミスの資本輸出論の検討は，これ迄もっぱらスミスの叙述に即して，それが資本輸出の原因を検討しているものとしてなされた。ところで，スミスが資本輸出の原因として択えたものは，一面では資本輸出が利潤率低落に阻止的作用を有する，という論理を含むものであったといえよう。資本輸出は「かなりの利潤」以下への利潤率低落を妨げるものに他ならないからである。スミスにあって資本輸出はすぐれて利潤率低落法則に直接的に規定されるものであったと同様に，利潤率低落法則に反対する諸要因（例えば新植民地や新領土の獲得，新事業の生成，資財の減少）の一つでもあったといえよう。J．S．ミルにあっては，この後者の論理が前面にたつことは周知の通りである。

34）A．スミス，前掲書，邦訳Ⅱ，927—928頁，また邦訳Ⅰ，677—679頁参照。なおこのように生産的労働量を問題とするのは，すぐれて産業的蓄積をみる第二篇特有の論理であるが，ここから産業資本輸出論が説かれているとはなしえない。その点は行論で示すところである。

(5)

第一篇第九章の利潤率低落法則は，一般的な資本蓄積の発展の内で，競争の作用から前期的諸資本の利潤率低落を合理的に評価し，もって資本蓄積と利潤率低落とを対応的に把握するものであった。当然のことながら，資本輸出論は貸付資本形態での資本輸出の論理を説くものであり，産業資本形態での資本輸出はそもそも対象となり難いものであった。無論，この背後には現

実に産業資本形態での資本輸出がスミスに認識されうべくもなかったという事情が横たわっていよう。

なお，以上のことは第二篇における資本蓄積論，更にその上に展開される第三・四篇をみるとき明快になろう。第二篇第三章でスミスは言う。一国の生産物の内で資本を回収する部分が大であれば，それだけ生産的労働はより多量に維持され，資本が勤倹の結果増加すればそれだけ生産的労働量は増加し，年々の生産物に付加する価値も大となる，と。更に第五章でスミスは言う。等額の資本が維持しうる生産的労働量は異なり，その結果生産物へ付加する価値も異なる。一国の資本がすべての用途に充分でないとすれば，生産的労働を維持するに大である順序に投下された場合に，資本は最大の収入を住民にもたらし，最大の貯蓄を実現せしめ，したがって資本を急速に増加せしめる，と。以上は，周知の如く，資本投下の自然的順序に至る蓄積論具体化の，したがってまた第三篇を媒介に第四篇で本格的に展開される重商主義体系批判の理論的基準を明らかにするところの論述である。[35]

さて，以上の蓄積論は，言うまでもなく資本蓄積を生産諸力の発展と一致する方向でみるとともに，生産諸力の発展と価値増殖とを調和的にみるものであるが，ここで注意すべきは次の点であろう。それは，資本主義発展に対する如上の調和的把握が，価値増殖をもっぱら生産的労働量の増加から必然的に結果する利潤量の増大に帰してなされていること，及びそれと関連して利潤率は第一篇第九章で把握された如き前期的諸資本の利潤率低落の合理的評価を基礎に外在的に把握されていること，これら二点である。第二篇第三章における蓄積元本への言及において，スミスは富国と貧国とを比較して前者は後者より利潤率は低いが利潤量は大であると論ずるが，[36] それは直ちに資本回収部分が生産物中の大なる部分を占めることに関連せしめられることによって，[37] 価値増殖と生産諸力の調和的発展の評価の基準をなすものにされているといえよう。第二篇第五章における資本投下の自然的順序についての論述は，以上の把握を基礎に，一重に生産的労働量，したがってまた利潤量の増加を基準になされているのであるが，資本投下の限界は僅かに究極的投

下部面たる仲継貿易に言及する際にとりあげられているにすぎず，しかもそこで与えられる移行の契機は利潤率ではなく，一国の消費の充足と生産的労働量維持を越える資本の増加，即ち資本の「余剰」（surplus）に求められている。[38] 第四篇第七章において既にみた利潤率の国際的相違に基づく資財の自然的配分の論理は，第二篇にあってはみられないし，また第三・四篇全体を通じても利潤率は，重商主義体系が資財の自然的配分を攪乱する事情を高利潤をもって一部の商業資本を人為的に特定部門にひきつけられるところに求める場合に通例かかわっており，[39] 一貫して利潤率はネガティブな形でとりあげられているにすぎないのである。前記の資財の合理的配分を利潤率の国際的相違に求める叙述は例外的なものである。

生産的労働を規制するものとしての資本の蓄積をみるに，かくもスミスが利潤量を重視し，利潤率を外在的な前提とする事情は，何よりも先の第一篇第九章の利潤率低落法則把握を前提としている点，即ち資財の一般的増加に前期的諸資本の利潤率低落をみ，もってそれが産業資本の発展の一契機をなすとみている点にあることは言を俟たない。だが，なお注意すべきは，それを前提として第二篇が説かれるとき，一国における利潤率の高きことが資財の小なることに，利潤量の大なることが資財の大なることに対応せしめられていることであろう。換言すれば，資本蓄積に伴う利潤率低落は，資本蓄積に結果する生産諸力の増加によって獲得される大なる利潤量によって補償されるものされていることであろう。第二篇第三章で富国と貧国における利潤率と利潤量を比較するスミスの論述はそれを示している。[40] この視点は，当然のことながら重商主義体系批判にあたっても貫徹されており，特定部面における利潤率の人為的上昇は一社会の利潤量を減少せしめる，とするスミスの叙述があるのは周知のところであろう。[41]

さて，生産的労働を規制するものとして資本を捉えるところから出発するスミスの資本蓄積論に，産業資本輸出論が説かれる根拠が存在しないことは，以上の検討で明らかであろう。けだし，資本輸出の契機としての利潤率は第二篇では本質的要素をなしておらず，利潤率と利潤量との関係も，かの内外

利潤率差の限界における論理とは異なって，自然の状態ではたえず利潤量が利潤率低落を補償するものとされているからに他ならない。あらためてスミス資本輸出論の意味が明らかであろう。

以上でスミスの検討を一先ず終える。なおリカードゥとの対照で明らかにされる特徴もあろうが，それは次章において触れることにしよう。

35）スミスが『諸国民の富』第二篇で説く資本蓄積論の構成と内容，またその第三・四篇との関連については，本邦の学説史研究が精力的に取組んでこられたところである。小論は言うまでもなく，そうした労作に負うものであるが，特に小林昇教授の『国富論体系の成立』（未来社，1973年）をここでは掲げておく。

36）A．スミス，前掲書，邦訳Ⅰ，528—529頁。

37）同上，529頁。

38）同上，579—580頁。

39）いちいち引用することも無いであろう。重商主義体系の利益を受ける商業資本が資本投下の自然的順序を攪乱することへの批判それ自体が第三・四篇の主題に他ならない。

40）注36）に示したところである。

41）例えば第四篇第七章の次の論述を見よ。「なるほど，独占は商業利潤率をひきあげ，それによってわが国の商人たちが利得をいく分かは増加させる。けれども，それは資本の自然的増加を妨害するから，この国の住民が資財の利潤からひきだす収入の総額を増加させるというよりもむしろ減少させる傾向がある。というのは大資本に対する小利潤のほうが，小資本に対する大利潤よりも総じてより多くの収入をもたらすからである。独占は利潤率をひきあげはするが，それは利潤額がさもない場合ほどの高さに上昇するのを妨げるのである。」（邦訳Ⅱ，906頁。）